

日病薬発第 2024-86 号  
令和6年8月1日

会員 各位

一般社団法人 日本病院薬剤師会  
会 長 武 田 泰 生  
生涯研修委員会  
委 員 長 山 口 浩 明

日病薬病院薬学認定薬剤師制度  
更新申請に係る過渡的措置の実施について

平素より日本病院薬剤師会の活動にご高配を賜り御礼申し上げます。

さて、本会は日病薬病院薬学認定薬剤師制度の更新申請において、研修カリキュラムの履修項目や各年度の単位数の不足や認定試験が合格とならなかった更新申請者に対して、下記の過渡的措置を実施することといたしました。

過渡的措置を実施する理由は、日病薬病院薬学認定薬剤師制度が「会員が継続して自己研鑽を行うこと」にあり、軽微な事情で生涯研修を中断することは制度の本意ではないこと。また、本認定制度が専門薬剤師制度等の申請・更新要件の一部となっていることから、不認定となった申請者に過重な負担となることが考えられるためです。

そのため、令和6年度の更新申請より、過渡的措置による「認定保留者」の区分を創設し、不足する要件を満たした場合に、令和7年度の認定小委員会で審査し、令和6年度認定者と同一の認定期間(2024年7月～2030年6月)で認定することといたしました。

なお、過渡的措置の対象者は下記のとおりとしており、具体的な申請方法等や令和7年度以降の更新審査に係る過渡的措置の実施につきましては、追ってご案内いたします。

記

【過渡的措置の対象者】

1. 令和6年度更新申請者(認定保留者)

- ①研修カリキュラムの履修項目・単位の不足内容が、以下(1)～(3)いずれかの者
- (1) 研修カリキュラムの取得単位が10単位未満である年度が1年以内であること
  - (2) 領域・項目の必要単位の不足が1項目以内であること
  - (3) 上記(1)及び(2)の両方

《対応方法》

・令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)に不足する単位を取得し、日病薬事務局まで提出する。(使用した単位は、次回申請時に再使用できない。)

※保留期間中は日病薬病院薬学認定薬剤師を呼称することはできない。

②研修カリキュラムの履修項目・単位の要件を満たし、令和6年度認定試験「未受験又は不合格」の者

《対応方法》

・令和6年度に10単位以上取得(項目制限なし)した上で、令和7年度の認定試験を受験し合格する。

※保留期間中は日病薬病院薬学認定薬剤師を呼称することはできない。

2. 令和6年度更新申請未申請者

●研修カリキュラムの履修項目・単位の不足内容が、以下(1)～(3)いずれかの者

- (1) 研修カリキュラムの取得単位が10単位未満である年度が1年以内であること
- (2) 領域・項目の必要単位の不足が1項目以内であること
- (3) 上記(1)及び(2)の両方

《対応方法》

・令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)に不足する単位を取得した上で、令和7年度の認定試験を受験し合格する。(使用した単位は、次回申請時に再使用できない。)